

別記 (六)

勸告文

去ル八月二十七日貴社ニ對シテ河内鐵道所從業員一同即チ東京交通労働組合ニ河内安部が提出シタル十二ヶ條ノ最願條項ハ從業員一同ノ最低限度ノ要求ニシテ極メテ安部ナルモノト認ム  
 若シ貴社ニ於テ最願條項ヲ拒否セラルハニ於テハ社會ノ輿論ハ貴社ニ對シテ不利ナラン貴社ノ事業ト將來ノ夕メ速ニ若クニ三ヶ條ノ最願ヲ全約ニ承認セラルルカ爲メ全策ナリ  
 北東地方無産團體協議會、名ニ於テ勸告ス  
 昭和十一年八月三十一日  
 北東地方無産團體協議會

東京環状乘合株大會社

社長 河西豊太郎 殿

別記 (七)

勸告文

今貴會社に起リタル旧王子環状を中心とする從業員の問題は其の成行に依りては我荒川市民の交通に重大影響を及ぼすものあります。從業員の待遇の良否は直ちに交通の事關條に及ぶことば論を待たずんば、我が荒川市民が安心して貴入を利便致す條從業員を優遇スル事故の皆然を計らるると今時今日圓の不安を速かに除去せらるべき條勸告します

荒川市民クラブ

東京環状乘合自動車株大會社御中